第二次世界大戦期における在外公館文書をめぐる日英の確執 ーイギリス側史料の紹介を中心に一(後編)

安藤正人

---【要 旨】--

本稿は、20世紀の戦争や植民地支配がアーカイブズに及ぼした影響についての研究の一環として、 第二次世界大戦期に在外公館文書の押収等をめぐり日英両国の間に繰り広げられた確執の問題をと りあげるものである。ただし、日本側の史料については、まだほとんど見ていないので、今回はも っぱらイギリス側史料の紹介を中心とし、詳しい分析は次の機会に譲りたい。

まず「はじめに」で、外交施設や外交官の記録文書をめぐる国際法について概観したあと、第一章「開戦前におけるイギリスの在外公館文書保護策」では、第二次世界大戦前、イギリス外務省が在外公館に発した指示や規程類のうち、記録文書の保存・廃棄等に触れている主要な指示や規程類を紹介する。開戦時の中心的な規程は、1939年7月31日付外務省回章「戦争指令」である。続いて、開戦前のヨーロッパならびにアジアのイギリス在外公館の状況を、各在外公館との往復文書などから明らかにする。

第二章「開戦後における在外公館文書の捜索・押収をめぐる日英の確執」では、日本によるイギリス在外公館文書の捜索・押収の事実と、それをめぐって日英間に繰り広げられた確執に関する史料を中心に紹介する。事例として、在東京イギリス大使館をはじめとする日本国内ならびに日本植民地のイギリス在外公館、ついで上海などの日本軍事占領地、最後に非占領地としてバンコクのイギリス在外公館の状況をそれぞれみる(以上『史料館研究紀要』35号に掲載)。イギリスによる日本在外公館文書の捜索・押収については史料が乏しいが、ロンドン、シンガポール、インド、ベルリンなどの状況について若干の史料紹介を行う(本号)。

【目 次】

はじめに

- 1. 開戦前におけるイギリスの在外公館文書保護策
- (1) イギリス外務省の在外公館文書保護指令
- (2) 開戦前ヨーロッパの状況
- (3) 開戦前アジアの状況
- 2. 開戦後における在外公館文書の捜索・押収をめぐる日英の確執
- (1) 日本によるイギリス在外公館文書の捜索・押収
 - a. 日本国内ならびに日本植民地のイギリス在外公館
 - b. 日本軍事占領地のイギリス在外公館
 - c. 非占領地のイギリス在外公館 (以上、「史料館研究紀要」35号、2004年に掲載)
- (2) イギリスによる日本在外公館文書の捜索・押収 (以下、本号)
 - a. イギリス国内の日本在外公館
 - b. イギリス植民地の日本在外公館
 - c. 連合国軍事占領地における日本在外公館

まとめ 一国際法と在外公館文書―

(2) イギリスによる日本在外公館文書の捜索・押収

開戦後のイギリスによる日本在外公館文書取扱いの状況については、詳細がわかるような史料がイギリス側にはかえってほとんど見い出せず、前節ですでに見たような対日確執史料から間接的に類推せざるを得ない。

a. イギリス国内の日本在外公館

前節で述べたように、開戦後上海を占領した日本当局は、1941年12月17日、イギリス、オーストラリア、英連邦自治国、マニラ、ヴァタビアに所在する日本の在外公館文書すべてが、完全な互恵平等原則のもとにスイス代理大使(公使)に実際に引き渡されたことが確認されるまで、上海のイギリス大使館文書ならびに領事館文書をスイス総領事に移管することを拒絶したり。

これに対しイギリス外務省は、イギリス連邦自治国ならびにインド、ビルマなどにおいて、日本の在外公館文書をどう取り扱っているか情報収集することになったが、その方針を伝達する1941年12月20日付けの自治領省宛て書簡の中でイギリス外務省R・P・ヘッペルは、次のように書いている²。

我々は東京の(イギリス)大使館事務局が無線送信機捜索の口実で(日本当局に)捜索されたことを知っているが、彼らがアーカイブズに手をつけたかどうかまでは知らない。報復として我々は当地(ロンドン)の日本大使館で無線送信機を捜索したが、アーカイブズまでは捜索していない。植民地省もシンガポールに対して日本総領事館の無線送信機とアーカイブズを捜索する権限を与えた。ただし、アーカイブズが捜索されたことについては、おそらく我々は否定すべきであろうけれども。この書簡によれば、イギリス政府は日本当局による在東京イギリス大使館捜索への対抗措置として、開戦直後に在ロンドン日本大使館の捜索を行っているが、アーカイブズには手を付けていないとしている。その後、在ロンドン日本大使館はイギリス政府の管理下におかれた模様で、その取扱いについて、日本の権益保護の立場にあるスイス公使館とイギリス外務省との間で会合が持たれている。

12月24日の会合記録には、スイス公使館日本権益保護特別部長M・プライスヴェルクから、日本大使館文書をドイツ大使館の場合と同様に引き取り、封印・施錠して保管したい旨の希望が出されたこと、また同氏が日本大使館のカミムラと話した際、カミムラは本国政府からアーカイブズの引き渡しについて何の指示も受けていないと語ったこと、などが記されている30。

続く12月29日のイギリス外務省あてスイス公使館日本権益保護特別部公式書簡では、前節でも触れたように、上海の日本当局が依然として、在ロンドン日本大使館文書のスイス公使館日本権益保護特別部引き渡しについて確証を得られない限り、在上海イギリス大使館文書のスイス側移管を認めないという態度を崩していない旨伝えている⁴。この時点では、在ロンドン日本大使館文書と在上海イギリス大使館文書とをめぐって、いずれも不可侵権侵害の事実までは確認できないまでも、それぞれイギリス政府と日本政府が管理下においたまま、確執を繰り広げている様子がうかがえる。

在ロンドン日本大使館文書のその後の取扱いについては、1942年1月10日付けのスイス公使館特別部 宛書簡で、イギリス外務省は「スイス公使館が在ロンドン日本大使館文書を速やかに引き取ることに同 意する用意がある」旨明確に述べているものの⁵⁾、最終決着を示す史料は今のところ確認していない。

- 1) "Charge of British interests in Japan" (イギリス国立文書館FO371/31818/F66/66/23[1941])
- 2) 同上
- 3) "Charge of Japanese interests in the United Kingdom" (イギリス国立文書館FO371/31818/F67/66/23[1941])
- 4) "Treatment of Japanese archives in British territory and British in Japanese territory" (イギリス国立文書館FO371/31818/F68/66/23[1941])

第二次世界大戦期における在外公館文書をめぐる日英の確執 (安藤)

のち、ドイツ休戦協定に在ドイツ日本在外公館文書の捜索条項を盛り込むかどうかをめぐる1944年3月の議論の中で、イギリス外務省の高官が「われわれは最大の必要性があったにも関わらずロンドンの敵国外交施設を侵害しなかった」と述べているのを信ずるとすれば⁶⁾、イギリス当局は在ロンドン日本大使館文書をそのままスイス側に移管したと推定される。

b. イギリス植民地の日本在外公館

シンガポール (海峡植民地)

開戦一週間後にあたる1941年12月15月、海峡植民地総督S・トーマス卿はイギリス本国の植民地大臣にあて、在シンガポール日本領事館を捜索することによって利敵活動の証拠が得られると考えられるので、同館のアーカイブズについて査察命令権を与えてくれるよう願い出た"。この問題をめぐって、イギリス外務省J・C・スターンデイル・ベネットは植民地省G・E・J・ゲントに書簡を送り、外務省の見解を次のように伝えている8。

(在東京イギリス大使)クレイギーの報告によれば、日本官憲は抗議にも関わらず無線送信機の捜索を口実に在東京イギリス大使館事務局を捜索した。この理不尽な捜索が、何らかの文書の捜索をも目的としていただろうことは想像に難くない。外交文書はいかなる場合にも犯すべからざるものであって、その捜索、とりわけ自国領域内にある他国外交文書の捜索はこのルールに完全に違反する。これを日本が犯したからには、報復として(海峡植民地)総督に日本領事館文書の捜索権限を与えることに反対する理由はない。ただし、日本官憲がしたように、何らかの口実は必要だろう。

(一部略)シンガポールの情報参謀から海軍省に送られた極秘情報もわれわれのこの見解を補強するものである。しかし他方、自国領土内での敵国アーカイブズ捜索と、インドシナのように軍事侵攻を受けた国での捜索との間には明確な区別が存する。たとえばドイツはノルウェイでわれわれの領事館文書を捜索押収し、われわれもレイキャビクのドイツ総領事館アーカイブズを押収した。これはすべて軍事的な権限によったものである。しかしドイツもわれわれも、開戦にあたってそれぞれの自国領土内にある相手アーカイブズにはタッチしなかった。

このように、イギリス外務省は、在東京イギリス大使館捜索への対抗措置としてシンガポールの日本 領事館文書捜索を容認する意向を示している。しかし後段の文章から推察されるように、シンガポール はイギリスの自国領土であり軍事占領地ではないので、敵国アーカイブズの捜索押収は本来正当性に欠 けるという認識である。その認識が、もし捜索を行う場合には「何らかの口実は必要」という意見に表 れている⁹。

外務省の見解を受け、植民地大臣は12月19日、海峡植民地総督S・トーマス卿に、戦争会議の承認が得られるなら日本領事館アーカイブズの捜索に同意する旨の返書を送った100。また翌20日には、もし日

⁵⁾ 同上

^{6) &}quot;Draft German Armistice: Article 42." (イギリス国立文書館FO371/40626/U2679/104/70[1944])

^{7) &}quot;Internment of Japanese in Singapore" (イギリス国立文書館FO371/28058/F13805/13486/23[1941])

⁸⁾ 同上

⁹⁾ なお、シンガポールのような自国領土でない軍事占領地における敵国在外公館文書の捜索押収について、この文面では軍事的権限により許容されるという認識が示されているが、翌1942年に、上海、サイゴン、ハノイ、広東などの日本軍占領地におけるイギリス在外公館の押収問題をめぐって、この問題の国際法・国際慣例上の位置づけがイギリス外務省内で議論されている。最終的には、軍事占領地においても敵国在外公館文書を「尊重するルール」が国際的に存在する、というのがイギリス外務省の公式見解になったようである(前編26ページ参照)。

本領事館文書の捜索をするなら、日本側が無線送信機の探索を口実に使ったように、何らかの口実を設けることが望ましい、という内容の追加指示を発信している¹¹⁾。

実際にイギリス当局による在シンガポール日本領事館の捜索とアーカイブズの押収などが行われたかどうかについては、今のところ直接確認できる史料がない。前項で紹介した1941年12月20日付け自治領省宛てイギリス外務省書簡(R・P・ヘッペル)の中で、「植民地省もシンガポールに対して日本総領事館の無線送信機とアーカイブズを捜索する権限を与えた。ただし、アーカイブズが捜索されたことについては、おそらくわれわれは否定すべきであろうけれども」と述べているところから類推すると、実際にアーカイブズの捜索が行われたようである。しかし他方、翌1942年12月に、日本軍による在サイゴンイギリス領事館文書の押収問題をめぐってイギリス外務省内で議論が行われた際、同省法律顧問のウィリアム・E・ベケットは、植民地省から文書による確認を得たわけではない、としながらも「シンガポールの日本領事は逮捕されて身柄を保護されているが、そのアーカイブズにはほとんど不干渉と理解している」と述べている「2)。アーカイブズの捜索や押収が実行されたのかされなかったのか、いまのところいずれとも確定できない。

インド

シンガポール以外のイギリス植民地における日本在外公館文書の取り扱いについては、インドの動きがわずかにわかる。1942年5月7日付けのイギリス本国インド省あてインド政府外務省書簡には、次のようにある(一部省略)¹³⁾。

われわれは、海峡植民地政府が在シンガポール日本総領事館捜索の権限を与えられたと理解している。そうであるならば、以前われわれが企図した(当地の日本領事館)捜索に対する反対は取り除かれたと思われる。日本領事が利敵行為を組織しインドに脅威を与えている事実に鑑み、領事館施設と、かつてインド内で活動していた日本人官員の私物捜索の権限を与えていただきたい。他の国からインドに到着した人物の私物はすでに捜索され有益な文書が発見されている。スウェーデン領事の元にあるアーカイブズについてはタッチしない。

このように、シンガポールだけでなく、他のイギリス植民地においても日本の在外公館文書の捜索が 意図されていることがあきらかであるが、シンガポールの場合と同様、実際に捜索や押収が実行された かどうかについては、今のところ確認できない。

c. 連合国軍事占領地における日本在外公館

ここでは、前項までとやや時期がずれるが、連合国軍事占領下ドイツにおける日本在外公館文書をめ ぐるイギリス側の対応を見てみたい。

ドイツ敗戦1年前の1944年春、イギリス政府部内で、「ドイツ休戦協定に関する連合国ヨーロッパ派 遺軍最高司令官への指令案」の中に在ドイツ日本在外公館文書の捜索を認める文章をいれるかどうかを めぐって、以下に紹介するような議論が行われている¹⁰。

議論の種になったのは、「休戦協定第42条に関する指令」第2次案である。日付がないが、前後関係

^{10) &}quot;Proposal to send Japanese Consular staff in Malaya and North Borneo to India or Australia" (イギリス国立文書館FO371/28058/F14055/13486/23[1941])

^{11) &}quot;Examination of Japanese archives in Malaya" (イギリス国立文書館FO371/28058/F14119/13486/23[1941])

^{12) &}quot;Protection of British interests in Japan" (イギリス国立文書館FO371/32403/W16670/1/49(1942))

^{13) &}quot;Search of Japanese consular premises in India" (イギリス国立文書館FO371/31820/F3586/66/23[1942])

^{14) &}quot;Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40626/U2679/104/70[1944])

第二次世界大戦期における在外公館文書をめぐる日英の確執(安藤)

から1944年3月16日のすぐ後、遅くとも23日以前に、外務省によって作成されたと推定される。

第42条 (a)

1. 貴官(連合国ヨーロッパ派遺軍最高司令官)はドイツ政府に対し、下記と直ちに外交ならびに領事関係を断絶するよう求めること。

日本 シャム ハンガリー ルーマニア ブルガリア フィンランド なお存続し政府機能を遂行している、あらゆる地域のすべての傀儡政府(リストが後送される)

- 2. 貴官はドイツ政府に対し、かかる国や政府またはタンジェとスペイン領モロッコに信任派遣または代表派遣しているすべての外交官、領事官、ドイツ陸海空軍メンバーを直ちに召還するよう求めること。
- 3. ドイツにおけるこれらの国または政府の外交官、領事官その他の公務員、サービス・ミッション、または現在当該地域に再建された合法政府によって取って代わられた元傀儡政府を代表する者は、次のように取り扱われる。
 - (a) 彼らは家族ならびにスタッフとともに、すみやかに名誉ある拘束下におかれ最終的に は送還される。(以下略)
 - (b)(c)(略)
 - (d) 不可侵特権を乱用した (たとえばドイツの人や物や記録に隠し場所を提供したとか、ドイツ当局に情報を提供したり、休戦協定に反する行動を計画したどの) 明白な証拠がないかぎり、人物の拘束とすべての通信装置の押収や封印に必要な場合を除いて、彼らの公私住居は (下記条項 (e) にしたがい) 立ち入りまたは捜索されてはならない。これにより、かかる住居の内容物は公的私的を問わず触れられることはなく、持ち去りも検査もされない。公的住居は最終的に (中立) 保護国ないしは (かつて傀儡政府の元にあり現在は合法的連合国側政府の支配を回復している国に属する建物にあっては) 当該連合国側政府に引き渡されるか、封印される。(以下略)
 - (e) 上記(d) の指令は、ある国において外交・領事特権を与えられている外国財産は、仮にその資産が占領国に敵対する国のものであっても、その国が軍事占領下に置かれたという事実だけでその特権を失うことはない、という原則にもとづいている。この原則は、今次戦争ならびに過去の戦争において実効あるものと通常認められている。

ただし、ドイツ内の日本の外交・領事財産の場合に限っては、極東における日本の行動に鑑み、それに対する報復を根拠にするならば、またもしそうすることによって実際何らかの軍事的利点が得られるのであれば、上記の原則からはずしても許されるだろうと思われる。

よって貴官は、次の双方の条件が充足されるならば、いかなる場合でも日本の外交・ 領事施設または外交・領事館職員の私宅に立ち入り、軍事上重要なアーカイブズその他 の物を捜索し、差し押さえる権限が与えられる。(a) かかるアーカイブズその他の物 が依然として施設内にあること、(b) 貴官の行為によって当該物を保全できるとの十 分な見込みがあること。しかし、単に何か価値あるものが見つかるかも知れないとか、 確実な成功の見込みなしに行動を行ってはならない。報復のためとは言え、真の有効性 が認められない限り、不可侵原則をはずれることは好ましいことではないからである。

(f)(以下略) (下線筆者)

上の、下線を引いた第3項(e)後半の但し書き部分は、1944年3月8日に開催された「休戦協定ならびに民政委員会」(ACAO委員会)に外務省から提出された第1次案には、もともと入っていなかっ

た。ところが同委員会で海軍省から、「この条項(第 3 項)は、重要情報をもたらすと思われるアーカイブズを有するベルリンの日本大使館にわれわれが立ち入るのを妨げるものである」と異議が出た。そのため、ACAO委員会の要請で 3 月16日に外務省と陸海空軍省の会議が行われ、「敵国外交官の不可侵権尊重の原則は守らなければならないが、連合国最高司令官は、日本の外交・領事施設に立ち入り、アーカイブズを捜索し、差し押さえる権限を与えられるべきである。ただし、かかるアーカイブズが依然として施設内にあると考えられ、かつその行動によってアーカイブズを保全できるという十分な見込みがあることを条件に。この行動の根拠は、極東における日本の行動に対する報復にある」という申し合わせが作られた。第 2 次案は、この申し合わせをほぼそのまま但し書きとして第 3 項(e)に書き加えたものである。

この、日本に関する但し書きについて、その後、各省から賛否両論が出された。外務省上層部はむし ろ但し書きに反対で、同省極東部のアシュレー・クラーク部長は、次のように海軍省の見解を批判し、 代替案を示している。

海軍省の意見は、日本大使館に立ち入れば何らかの重要なものが見つかるはずだという乱暴な楽観論にもとづくものであり、それによって一般原則を崩すのは危険である。第二に、われわれは報復の権利を行使しているのだという主張が国際法上いかに強力であろうとも、そのような議論は日本人に対して何の実効性もなく、彼らはほぼ間違いなく、仕返しとして、まだ捜索していないわれわれのファイルをかき回すのみならず、東京のイギリス大使館その他のビルを接収し略奪を行うことになるだろう。以上の理由から、私は(第3項(e)の)最後の文章を、「日本の外交・領事機関の場合においても、それらの施設に立ち入ることによって何らかの真に重要な軍事的アドバンテージが得られると信じるに足る極めて強い理由がない限り、貴官は一般原則を尊重するものとする」とすべきだと考える(1944.3.23付け稟議書)。

同じ極東部のウェブは、逆に日本アーカイブズの押収を容認する立場で、「クローソン・レポート¹⁵⁾ に明らかなように、日本は多数のイギリス領事館から文書を押収している。北京の英国大使館アーカイブズも尊重しなかった。よって、ドイツの日本大使館・領事館アーカイブズを差し押さえるのなら、これは報復行為だということを世界に対して明言すべきだ」と報復論を強調した(1944.3.24付け稟議書)。これに対しては、別の外務省高官(氏名難読)が、「日本の施設から重要なものが見つかる可能性はほとんどない。報復論は極めて軽薄である。われわれは最大の必要性があったにも関わらずロンドンの敵国外交施設を侵害しなかったではないか」と、辛辣な批判を述べている(1944.3.26付け稟議書)。

他の関係省庁内部からも、消極的な、あるいは批判的な意見が相次いだ。陸軍省民事局の意見は、「いずれにしても大きな影響は受けないが、どちらかというと削除が望ましい」¹⁶⁾、空軍省情報部の意見は、「日本外交施設アーカイブズに、摩擦を起こしてまで入手すべき十分な価値があるとは思えない」というものだった¹⁷⁾。

このような状況を見て、海軍省のウォルドックは、4月4日の外務省あて書簡で、「外務省が、たとえ有益な情報を入手できるいい機会だと思われる場合であっても日本外交施設への立ち入りを承認することは難しい、と今なお考えていることに失望している。日本が真に重要な文書を破壊し損ねるかどうかは幸運にゆだねるしかないということは、われわれも理解している。チャンスは確かに投機的である。よって外務省極東部の意見が強硬なら、われわれはあえてそれに強く反対するつもりはない。しかしい

¹⁵⁾ クローソン委員会報告書。クローソン委員会については、本論文前編注(53)を参照のこと。

^{16) &}quot;Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40627/U2724/104/70[1944])

^{17) &}quot;Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40629/U3010/104/70[1944])

ずれにしても第3項(e)の説明部分を削除しないことを希望する。連合国最高司令官が、なぜ日本施設への立ち入りをやめなければならないか知ることが大事と思うからである」(1944.4.4.付け)と述べている¹⁸⁾。やや不明瞭な表現だが、外務省アシュレー・クラーク極東部長の代替案に渋々同意していると読める。

これに対し、但し書きを支持する意見も出されている。陸軍省のA・A・モカッタ中佐から1944年 4 月18日付で伝えられた軍事情報局の見解がそれである。ただ、次のように、但し書き部分の削除または書き換えに強く反対するほどのものではなかった¹⁹⁾。

外務省が、日本の度重なる侵害に直面しているにも関わらず、占領地の敵国外交ソースから有益な軍事情報を得られる可能性よりも、外交特権の原則をより重要なものと見なしていることを残念に思う。かかる一方的な原則遵守は、過去において常に敵側のわれわれ自身に対する優勢をもたらしてきただけであった。今後も同様のことが続くことを疑わぬ理由はない。

しかし、占領地の敵国外交ソースから得られる情報の価値について疑問があることも認めざるを得ない。(重要な情報の)大半は既に破壊されただろうからである。よって、この問題に関して貴殿(外務省)と論争するつもりはないが、軍事情報局の見解は、概して海軍省の見解と規を一にするものであることを知っておいてもらいたい。

以上の議論をうけ、外務省は第2次案から日本在外公館に関する但し書きを削除し、ほぼ元の第一次 案に近い案をACAO委員会に再提出することを決めた。ところが、再提出の前に、もう一波乱あった ようである。

A・A・モカッタ中佐によれば、その後、米国大使ジョン・ウィナントがウィリアム・ストゥラング 卿にあてた4月24日付書簡の中で、枢軸国側の外交施設の捜索と重要記録の複写を明白に期待していることが明らかになった²⁰⁾。これにより問題は振り出しに戻り、イギリス政府としてこの問題をどう考えるのか、改めて明確な姿勢を示す必要が出てきたようである。外務省のJ・M・トラウトベックは、同省上層部はあくまで但し書きを削除した案をACAO委員会に提出することを望んでいるが、もし陸海空軍省がACAO委員会で問題を再燃させることを決定すれば、われわれは「休戦ならびに戦後委員会」(APW委員会)への諮問を依頼しなければならない。またもし担当官の中で合意ができない場合は、事は大臣レベルに明確に持ち上げる必要がある、と述べている²¹⁾。

ドイツは無条件降伏したため、「ドイツ休戦協定に関する連合国ヨーロッパ派遺軍最高司令官への指令案」は結局、案のままで終わることになるわけだが、最終案がどのようなものになったか、今のところ確認できていない。しかしながら、ドイツ敗戦を予想して連合国側が1944年末頃から1945年初め頃にかけて策定しているドイツ領内記録文書押収作戦計画を見ると、作戦の重要目的のひとつに対日戦のための情報収集ということがあがっており²²⁾、それを反映してのことだろう、イギリス外務省が作成した

- 18) "Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40629/U3014//104/70(1944))
- 19) "Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40631/U3401/104/70[1944])
- 20) "Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40638/U4262/104/70[1944])
- 21) "Draft German Armistice: Article 42" (イギリス国立文書館FO371/40631/U3401/104/70[1944])
- 22) 連合国側はドイツ領内で記録文書押収作戦を的確に遂行するため、ブラック・リストならびにグレー・リストと呼ばれる、ターゲットとなる機関のリストを作成している。ターゲット選定にあたってはイギリス外務省も候補リストを提出して検討に参加しているが、その問題をめぐって1944年12月22日にイギリス外務省と米国務省研究・アーカイブズ部長パーキンス博士ならびに米国大使館の代表アリソン氏との間で行われた会合の記録が残っている(FO371/46708/C21/20/918)。その中に次のような記述がある。

パーキンス博士は、対日戦争に関係する文書の重要性について注意を喚起した。われわれは、(英米)連合フィールド・チームが扱うあらゆる関連アーカイブズに対する第一段階の初期的調査の際に、極東に関する

ターゲット・リストにはベルリンの日本大使館が入っている²³⁾。実際に、在ベルリン日本大使館がどのように捜索され、文書の調査や押収がなされたのかについては、今のところ日本敗戦後の1946年の次のような史料がある。

--1946年 3 月13日付け、H. ウィルバーフォース(対独・オーストリア中央事務所)宛てイギリス外 務省書簡(一部要約)²⁴⁾

西側連合国以外の地域における日本の在外公館文書ならびに財産の処置に関するイギリス外務 省電信のコピーを送る。これはベルリンには送らなかった。ドイツに関しては、四つのゾーンを 分割占領している4か国が、それぞれの占領地域に存在する日本の公的財産ならびにアーカイブ ズを単独で管理すべきだというのが、われわれのさしあたりの考え方だからである。しかし、ベ ルリンの日本の公的財産ならびにアーカイブズについては、各占領国による単独管理に反対する 意見がありうる。その場合は、同封の電信コピーに示されているような(ドイツ以外の国と同様 の)手順をとるのが最適かもしれない。

上記のいずれの線を採用するか、決断が必要な事例がすでに起こっている。ケンブリッジ大学教授エリス・ミーンズ卿から、在ベルリン日本大使館の蔵書をケンブリッジ大学図書館のために保全可能かという問い合わせを受けている。(1945年)9月20日付け敵国文書担当部定期報告書第1号によれば、日本大使館の図書館はすでにベルリンにはなく、8月末に疎開し、現在はライン英国陸軍G.S.I.図書館によって管理されている。もし、これがイギリス・ゾーンにあると見なされ、かつ上記のうち単独管理論が合意されるならば、われわれは(ベルリン日本大使館の)蔵書に対する独占的管理権を得ることになる。(下略)

-1946年 5 月 3 日付け、イギリス外務省宛てプレイフェアー(対独・オーストリア中央事務所)書簡 (一部要約)²⁵⁾

(前略)

(在ベルリン日本大使館の)蔵書について追加情報を得た。80パーセントは今なおバド・オーエンハウゼンの情報局ドキュメント・センターにある。量は約2万冊で政治的経済的に格別貴重なものではない。残りの20パーセント(これは貴重な資料を含むと思われる)は情報局の援助のもとに移動させられ、ロンドンの東洋学院とスラボニック学院に分割して入れられた。ケンブリッジは船に乗り遅れたと考えられる。

情報を最優先事項として含み込むべきこと、またその観点から情報利用がなされるべきこと、に合意した。 私は、米国陸軍省が作成した新規提案リストは、すでにドイツ外務省文書中の対日戦争関係資料を含んでおり、これらの文書に対する彼らの査察要求は、言うまでもなくターゲット機関に関するアカデミックな調査 に優先すべきものである、と指摘した。

われわれは引き続き、アーカイブズを本来あるべき場所に保存すべき問題について討議した。パーキンス博士は、アーカイブズが聖域であることに原則として同意したが、(中略)われわれは、アーカイブズ問題に関する連合国ヨーロッパ派遺軍最高司令官への指令案の趣旨について討議し、すべてのアーカイブズを本来あるべき場所に残せという絶対命令はないけれども、不可侵の原則が記載されていることに留意した。

- 23) "Black List" (イギリス国立文書館FO371/46708/C210/20/G18[1945])。在ベルリン日本大使館の捜索目的は「大使館のすべての文書を捜査し、とくに日本の軍事組織や軍事作戦に関する文書を探すこと」と記されている。
- 24) "Disposal of Japanese official archives and property in post abroad" (イギリス国立文書館 FO371/54120/F2411/40/23[1946])
- 25) "Japanese diplomatic and consular archives and property in Germany" (イギリス国立文書館 FO371/54123/F6786/40/23[1946])

第二次世界大戦期における在外公館文書をめぐる日英の確執(安藤)

アーカイブズはない。ロシア人が最初に(在ベルリン日本大使館に)入ってごちゃごちゃにし、 それからわれわれが大使館を兵舎として占領したため、大したものは残っていない。

(下略)

これらの史料によれば、イギリスは在ベルリン日本大使館の図書館蔵書の押収に関わってはいるものの、大使館アーカイブズの捜索と押収はソ連が中心になって実施したように読める。事実関係の確認は 今後の課題である。

おわりに 一国際法と在外公館文書-

本稿では、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年)と「領事関係に関するウィーン条約」(1963年)によって、在外公館の「公文書と書類」(archives and documents)の不可侵性が成文化される以前の第二次世界大戦期を対象に、日本とイギリスの間に繰り広げられた在外公館文書の捜索・押収をめぐる確執の問題を、イギリス側史料によって見てきた。本来ならば、日本側史料、さらには、戦時における在外公館財産ならびにアーカイブズの保護に大きな役割を果たした中立国の史料を合わせ検討する必要があるが、今後の課題としたい。

しかし本稿で紹介した史料だけで見ても、在外公館文書の不可侵性については、第二次世界大戦時、あるいはそれ以前より、外交上の国際慣例として日本を含む多くの国が原則的に認容していたことが明らかである。ただしその場合、大使館等の外交施設公館のアーカイブズと領事公館のアーカイブズとの間には、不可侵性のレベルにおいて一定の区別が存在した。その区別が必ずしも明確でなかったために、第二次世界大戦時の在外公館文書をめぐる日英間の確執も、領事館文書が確執の対象である場合が比較的多かったように感じられる。また、ある意味で当然のことかもしれないが、軍事上の目的が国際慣例に優先し、在外公館文書の不可侵性が軽視または無視されて、捜索や押収などの事態が発生することはしばしばであった。

このような在外公館文書の押収は、第二次世界大戦期の戦時占領や戦後占領を通じて世界的に発生した流出アーカイブズ(migrated archives)のごく一郭に過ぎない。流出アーカイブズの戦後処理は、その後、国際的な重要課題としてユネスコを中心に取り組まれ、1972年のユネスコ総長報告によって一定のガイドラインが設けられた。しかし、現在もなお完全に解決したわけではない。

補注

(1) 本論文前編の第一章「開戦前におけるイギリスの在外公館文書保護策(3) 開戦前アジアの状況」で、上海大使館文書ならびに北京大使館文書のシンガポール避難計画に関する史料を紹介し、「上海大使館ならびに北京大使館の記録文書が実際にシンガポールに送られたかどうかは未確認である」と記したが、別の史料で移送を確認できたので、次のように訂正する。

上海大使館ならびに北京大使館の記録文書が、汽船Hunan号などで実際にシンガポールに送られたことは、1941年3月10日付けのシンガポール植民地庁あて在上海イギリス大使館書簡(イギリス外務省文書FO676/303 "Archives, disposal of." 所収)などから確認できる。

- (2) 大連のイギリス領事館文書を東京に移送する問題については、FO369/3004 "Disposal of archives at Dairen: later transfer to Japan"によって、その後の動きが詳細にわかる。
- (3) 開戦前アジアの状況については、重慶などの重要事例(FO370/594)が追加できる。